

前橋市防災ラジオ購入費補助金交付要項

令和 8 年 9 月 1 0 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、前橋市補助金等交付規則に定めるもののほか、高齢者の災害時における情報収集手段の確保及び防災情報の受信環境の充実を図るため、防災ラジオを購入した者に対し、予算の範囲内において前橋市防災ラジオ購入費補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において「防災ラジオ」とは、前橋市が指定する防災ラジオをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前橋市住民基本台帳に記録されている者

(2) 令和 8 年度に満 6 5 歳以上となる者

(3) 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 1 月 2 9 日までの間に防災ラジオを購入した者

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、防災ラジオの購入費とする。

(補助金額及び補助対象台数)

第 5 条 補助金の額は、防災ラジオ 1 台につき 3, 0 0 0 円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回限りとし、1 台分を限度とする。

(申請期間)

第 6 条 申請期間は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 2 月 1 0 日までとする。

(交付申請兼実績報告兼請求)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、防災ラジオを購入した後、様式第 1 号を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、様式第 2 号により通知する。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に様式第3号により通知する。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定後、指定口座への振り込みにより補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和8年10月1日から施行する。